

脳卒中が疑われる傷病者に対する身体観察について

<分類基準及び観察基準の見直し>

令和6年6月26日

鳥取県救急搬送高度化推進協議会事務局

1 経緯

脳卒中が疑われる傷病者に対する身体観察については、「令和4年度救急業務のあり方に関する検討会」における救急隊員等の行う観察・処置等に係る検討結果を踏まえた対応について（通知）（令和5年3月31日付消防救第86号消防庁救急企画室長通知）（以下、「令和5年3月消防庁通知」という。）において、日本脳卒中学会から提案のあった、機械的血栓回収療法の適応となる主幹動脈閉塞（LV0）に伴う脳卒中を予測する観察項目として従来の病院前における評価法（FAST、CPSS等）で脳卒中が疑われる場合に加える6つの観察項目や、LV0の予測値として6項目のうち満たした項目数に応じた感度や陽性的中率等が示されるとともに、地域の実情に応じて、プロトコルの改定等を検討することが推奨された。

2 現行の分類基準及び観察基準

「傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準（鳥取県）（以下、「実施基準」という。）」では、「1 傷病者の症状等に基づく分類基準」において「③ 脳血管障害」に関する基準を定めるとともに、「3 観察基準 - ① 疾病救急」で「脳卒中」に関する観察基準を定めている。

また、全身観察の結果、「脳卒中」が疑われる傷病者の場合、「2 分類基準に基づく医療機関リスト - ④ 脳血管障害」で定める対応可能医療機関へ搬送することとしている。

3 協議事項

(1) 分類基準

- 令和5年3月消防庁通知の内容を踏まえ、「1 傷病者の症状等に基づく分類基準 - ④脳血管障害」を下表のとおり、変更してはどうか。

見直し案	現行
④-1 脳梗塞（可能性）	④-1 t-PA 適応（可能性）
④-2 その他	④-2 その他

(2) 観察基準

- 令和5年3月消防庁通知の内容を踏まえ、「3 観察基準 - ⑦ 脳卒中 観察基準」に、6つの観察項目を追加してはどうか。

〔参考〕日本脳卒中学会から提案のあった、6つの観察項目		
・脈不整	・共同偏視	・半側空間無視（指4本法）
・失語（眼鏡/時計の呼称）	・顔面麻痺	・上肢麻痺

- また、6項目中の何項目（※2項目なら「感度」、3項目なら「陽性的中率」を重視。）が陽性であった場合に、LV0に対する機械的血栓回収療法を常時実施できる医療機関への直接搬送を考慮するか。